

第二十二回国会 衆議院 社会労働委員会議録第三十七号

昭和三十年七月八日(金曜日)

午前十一時開議

出席委員

委員長 中村三之丞君

理事大石 武一君 理事中川 俊忠君

理事松岡 松平君 理事大橋 武夫君

理事山下 春江君 理事山花 秀雄君

理事吉川 兼光君

植村 武一君 龜山 孝一君

草野 一郎平君 小島 徹三君

床次 徳二君 横井 六郎君

亘 四郎君 越智 茂君

小林 郁君 中山 マサ君

八田 貞義君 岡本 隆一君

多賀谷眞稔君 滝井 義高君

中村 英男君 長谷川 保君

横鏡 重吉君 井堀 繁雄君

神田 大作君 山口シヅ子君

中原 健次君

出席政府委員

労働事務官(職業安定局長) 江下 孝君

委員外の出席者

法制局参事官 山口 眞弘君

専門員 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

専門員 浜口金一郎君

専門員 山本 正世君

七月七日

委員多賀谷眞稔君及び渡邊惣藏君辭任につき、その補欠として櫻井奎夫君及び長谷川保君が議長の指名で委員に選任された。

同月八日

委員櫻井奎夫君及び矢尾喜三郎君辭

任につき、その補欠として佐々木更三君及び受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員佐々木更三君辭任につき、多賀谷眞稔君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員多賀谷眞稔君辭任につき、佐々木更三君が議長の指名で委員に選任された。

七月七日

医療類似療術行為の期限延長反対に関する陳情書(佐世保市早岐西町長崎原鍼灸按摩マツサージ師連合会山本正一)(第三〇一号)

中国人ふ慮殉難者遺骨送還に関する陳情書外一件(東京都千代田区西神田二丁目二番地日本中国友好協会会長松本治一郎外一名)(第三〇二号)

同(東京都千代田区丸の内三丁目六番地仲四号館三号中日貿易会事務局長皆川郁夫)(第三〇三号)

健康保険における医療給付費の二割国庫負担等に関する陳情書(横浜市中区宮川町二丁目五十五番地神奈川県歯科医師会会長富塚時次郎)(第三〇四号)

昭和三十年度社会福祉予算増額に関する陳情書外一件(杵築市長八坂善一郎外一名)(第三〇五号)

季節保育所設置費国庫補助復活に関する陳情書(大分県大野郡三重町大野郡社会福祉協議会長足助五十一)(第三〇六号)

同(大分県大野郡清川村宇田枝和田秋光外二名)(第三〇七号)

国立公園施設整備費国庫補助復活に関する陳情書(鹿児島県知事寺園勝志)(第三〇七号)

元満州開拓民及び満州開拓青年義勇隊員の処遇に関する陳情書外一件(仙台市勾当台通二十番地宮城県開拓自興会高橋繁外一名)(第三〇六号)

生活保護法の教育扶助額増額に関する陳情書(秋田市東根小屋町中通小学校内秋田県校長梅津正雄)(第三〇六号)

失業対策確立に関する陳情書(大阪府会議長梅本敏一)(第三〇九号)

岩手県に労災病院設置の陳情書(岩手県知事国分謙吉)(第三七〇号)

農山漁村の失業対策確立に関する陳情書(愛媛県町村会長黒田支)(第三七一号)

健康保険法の一部改正反対に関する陳情書外二件(岐阜県加茂郡坂祝村酒倉具羽紡績労働組合坂祝支部井岡正樹外百二十名)(第三七二号)

国立療養所の附添廃止反対等に関する陳情書(宇治市議会議長岩井益三)(第三七三号)

国民健康保険法の一部改正等に関する陳情書(福島市杉妻町十五番地福島県国民健康保険団体連合会長石原幹市郎)(第三七四号)

国民健康保険制度拡充強化に関する陳情書(高知県町村議会議長会長長筒井元正)(第三七六号)

医療類似療術行為の期限延長反対等に関する陳情書外一件(甲府市日向町七番地山梨ライトハウス内山梨県鍼灸按摩マツサージ師会長土橋文勝外七名)(第三七七号)

国民健康保険法等の一部改正に関する陳情書(大分県議会議長池田穰)(第三七八号)

船員保険法の一部改正反対に関する陳情書外三件(佐世保市栄町七十番地全日本海員組合佐世保支部佐世保地区船員大会議長徳安市平外三名)(第三九五号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した案件

小委員の補欠選任

失業保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第九四号)

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

○中村委員長 これより会議を開きます。

この際小委員の補欠選任についてお諮りいたします。特需関係労働対策小委員の井堀繁雄君が去る六月二十二日、山花秀雄君が去る六月二十九日、横鏡重吉君が去る七月五日、医療類似行為に関する小委員の長谷川保君が去る七月四日、医療機関に関する小委員の長谷川保君が去る六月二十七日、岡本隆一君が去る七月七日にいずれも委員を辭任せられましたのに伴い、特需関係労働対策小委員会、医療類似行為に関する小委員会及び医療機関に関する小委員会にいずれも欠員を生じておりますが、以上の五君は再び委員に選任せられておりますので、それぞれ辭任前の小委員に委員長より指名するに御異議ありませんか。

○中村委員長 御異議なしと認め、特需関係労働対策小委員に

山花 秀雄君 横鏡 重吉君

井堀 繁雄君

医療機関に関する小委員に

長谷川 保君

岡本 隆一君 長谷川 保君

を指名いたします。

○中村委員長 次に、失業保険法の一部を改正する法律案及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案の二法案を一括議題とし、質疑を継続いたします。中原健次君。

○中原委員 昨日最後の御答弁の中に、この失業保険法の一部改正についていいところもある、こういう意味から、局長から二点をあげられたと思えます。その中の一つについて、私の納得いきがたい点がありますので、お尋ねいたします。

なるほど二十七条の二の社会福祉の施設を行うという件に関しましては、一応労働者の福祉のためになされる措置として、いいことには違いないと思えますが、この福祉施設のために必要とする費用の出場所が、どのようなところに求められるのであろうか、これを一つお尋ねいたします。

○中村委員長 御異議なしと認め、特需関係労働対策小委員に

山花 秀雄君 横鏡 重吉君

井堀 繁雄君

医療機関に関する小委員に

長谷川 保君

岡本 隆一君 長谷川 保君

を指名いたします。

本日の会議に付した案件

小委員の補欠選任

失業保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第九四号)

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

○中村委員長 これより会議を開きます。

この際小委員の補欠選任についてお諮りいたします。特需関係労働対策小委員の井堀繁雄君が去る六月二十二日、山花秀雄君が去る六月二十九日、横鏡重吉君が去る七月五日、医療類似行為に関する小委員の長谷川保君が去る七月四日、医療機関に関する小委員の長谷川保君が去る六月二十七日、岡本隆一君が去る七月七日にいずれも委員を辭任せられましたのに伴い、特需関係労働対策小委員会、医療類似行為に関する小委員会及び医療機関に関する小委員会にいずれも欠員を生じておりますが、以上の五君は再び委員に選任せられておりますので、それぞれ辭任前の小委員に委員長より指名するに御異議ありませんか。

○中村委員長 御異議なしと認め、特需関係労働対策小委員に

山花 秀雄君 横鏡 重吉君

井堀 繁雄君

医療機関に関する小委員に

長谷川 保君

岡本 隆一君 長谷川 保君

を指名いたします。

○中村委員長 次に、失業保険法の一部を改正する法律案及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案の二法案を一括議題とし、質疑を継続いたします。中原健次君。

○中原委員 昨日最後の御答弁の中に、この失業保険法の一部改正についていいところもある、こういう意味から、局長から二点をあげられたと思えます。その中の一つについて、私の納得いきがたい点がありますので、お尋ねいたします。

なるほど二十七条の二の社会福祉の施設を行うという件に関しましては、一応労働者の福祉のためになされる措置として、いいことには違いないと思えますが、この福祉施設のために必要とする費用の出場所が、どのようなところに求められるのであろうか、これを一つお尋ねいたします。

○中村委員長 御異議なしと認め、特需関係労働対策小委員に

山花 秀雄君 横鏡 重吉君

井堀 繁雄君

医療機関に関する小委員に

長谷川 保君

岡本 隆一君 長谷川 保君

を指名いたします。

本日の会議に付した案件

小委員の補欠選任

失業保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第九四号)

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

○中村委員長 これより会議を開きます。

この際小委員の補欠選任についてお諮りいたします。特需関係労働対策小委員の井堀繁雄君が去る六月二十二日、山花秀雄君が去る六月二十九日、横鏡重吉君が去る七月五日、医療類似行為に関する小委員の長谷川保君が去る七月四日、医療機関に関する小委員の長谷川保君が去る六月二十七日、岡本隆一君が去る七月七日にいずれも委員を辭任せられましたのに伴い、特需関係労働対策小委員会、医療類似行為に関する小委員会及び医療機関に関する小委員会にいずれも欠員を生じておりますが、以上の五君は再び委員に選任せられておりますので、それぞれ辭任前の小委員に委員長より指名するに御異議ありませんか。

○中村委員長 御異議なしと認め、特需関係労働対策小委員に

山花 秀雄君 横鏡 重吉君

井堀 繁雄君

医療機関に関する小委員に

長谷川 保君

岡本 隆一君 長谷川 保君

を指名いたします。

本日の会議に付した案件

小委員の補欠選任

失業保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第九四号)

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

○中村委員長 これより会議を開きます。

この際小委員の補欠選任についてお諮りいたします。特需関係労働対策小委員の井堀繁雄君が去る六月二十二日、山花秀雄君が去る六月二十九日、横鏡重吉君が去る七月五日、医療類似行為に関する小委員の長谷川保君が去る七月四日、医療機関に関する小委員の長谷川保君が去る六月二十七日、岡本隆一君が去る七月七日にいずれも委員を辭任せられましたのに伴い、特需関係労働対策小委員会、医療類似行為に関する小委員会及び医療機関に関する小委員会にいずれも欠員を生じておりますが、以上の五君は再び委員に選任せられておりますので、それぞれ辭任前の小委員に委員長より指名するに御異議ありませんか。

○中村委員長 御異議なしと認め、特需関係労働対策小委員に

山花 秀雄君 横鏡 重吉君

井堀 繁雄君

医療機関に関する小委員に

長谷川 保君

岡本 隆一君 長谷川 保君

を指名いたします。

○江下政府委員 この本条に基づきます福祉施設は、これは失業保険法の中の規定であります、当然失業保険経済によって措置さるべきものであると考へておるのではありません。現在考へておりますのは、保険料を政府におきまして一定のワラ当然積立立てる義務もございまして、現在は二百五十億程度の積立金がございまして、この積み立てました保険料の運用によりまして、運用の利子と申しますか、収入が年々十億を越える程度の金額に上っておりますのであります。そこで、この運用収入を、従来どういふふうに使つておつたかと申しますと、これは昨年度におきましては約十二億でありましたが、このうち四億程度を福祉施設に回しました。残りの金額につきましては、失業保険を行います行政事務の費用に充てておつたのであります。私どももいたしましては、当然民間から集められた資金でありますので、これについては大蔵省とも折衝いたしまして、金額福祉施設に充ててもらいたいということとを例年折衝をいたしております。本年度の予算におきましては、これを五億五千万円に増額をいたしまして、一般会計からの負担を多くいたしましたとして、特別に福祉施設の方にこの十二億の中から五億五千万円を支出いたしまして、職業指導等の労働者福祉施設に充てることにならしておるのであります。

○中原委員 積立金の処理の問題につきましては、先般の当委員会でも、私の意見を添えて御質問を申し上げたのであります。私は今回の改正措置の動機が、前年度の保険財政の赤字にその因を發しておるといふことを思ひます

ときに、その赤字の処理を急ぐあまりの結果として、昨日も御指摘申し上げましたような数々の労働階級に対する不利益な条件を積み込まなければならなかつたということかと思ひをいたします。ならば、この社会福祉施設の一応の論をいたしましては、積立金の中の利子をもつてこれに充てるということも成り立たないことはございませぬけれども、この緊急の段階としては、やはり一般会計からの繰り入れによつて福祉施設の施行費をその中から生み出すという考への方が、本来妥当ではないかと申します。従つて、なるほど一応の建前としては、たゞいま御説明のやうなことになるかも知れませんが、赤字の克服処理をするために非合理的な条件を押しつける前に、やはりこのやうなことも考へられなければならなかつたのじやなからうか、そういうふうと思ひます。従つて、一般会計からの福祉施設を行うといふことを考へることが、なぜできなかったのだらうかという点について、局長の御見解をもう一度伺つておきたいと思ひます。

○江下政府委員 御承知の通り、失業の予防あるいは就職の促進といふことにつきましては、一般的には、一般会計予算で職業指導所の設置あるいはその他就職の促進といふために、一般会計におきまして所要の経費を計上してやっておるわけでありまして、本法では、どういたしまして失業保険といふ一つのワラの中にはまった福祉施設といふことに相なりますので、この書き方も一項目にも二項目にもありますやうに、被保険者及び被保険者であつた者の福祉の増進をはかるということの一

つの限定を置いておるのでございませぬ。おつしやるやうな一般的な失業対策の面は、一般会計の方で処理して、一般会計においてその金を出してやる、こういうことだらうと私は思ひます。

○中原委員 第二項の後段で「これらの方以外の者に利用させることができぬ」という一応の規定が置かれておるやうでございまして、もちろんわれわれは、失業保険會計の中から繰り出された金でできた福祉施設を、他の労働者に使わせまいというワラをはめる考へはありませぬ。当然大いに利用されたいと思つたのであります。しかし、それだけにこの問題は、一般会計の当然の協力がなされなければならぬ、こういうふうにも思ふわけでありまして、一般会計の協力を当然のこととしてこれに組み入れるといふ措置の考へえなりの、あるいはそれに対する努力なり等について、さらに積極的な考へえが切つてあるかどうか。あるいはわかつて切つたことをお尋ねしておるかも知れませぬけれども、しかしこの点は、もとの考へ方として非常に大事だと思ひますから、もう一度お尋ねしておきます。

○江下政府委員 昨日御答弁いたしましたのであります。一般会計からの失業保険經濟への負担は、失業保険金の三分の一、つまり失業保険金に支払ふ金の三分の一を政府が負担するといふのが、現在の法律の建前でありまして、そこでも、もちろん先生のように、それは政府が金を出して、こういうものにも一般会計で負担させていじれば、ないか、これは法律を多少いじれば、できないことはない。ただ問題は、それだけ失業保険の方に対して政府がやらなくてはならぬかといふ点になりまして、これは昨日私申し上げましたやうに、失業保険金の三分の一を政府が負担するといふのは、これは社会保険としては相当高度の政府負担であるといふ考へておりますので、直ちにこれを改正してやるということには、現状におきましては、ちよつと困難ではないかと考へております。

○中原委員 今日の段階では、昨日も申し上げましたやうに、非常に特殊の段階なんですよ。といふのは、これが常態では困る。とにかくいふと失業者がふえるといふことは避けられない事柄でもあるかのようになつておる今日の状態であります。従つて、こんなものがいつまでも継続されたものでは困りますが、そういう特殊段階にある。従つて、そういう特殊失業不安の段階にありませぬだけに、それだけに、失業対策としては国があらゆる力を結集して、ここに私は対策を講ずるの責任があると思つておる。そういう見地から考へますと、福祉施設等のことでは、これは大いにしどしやるべきであつて、しかもそれを進めるための費用に關しましては、今の段階の特殊性からいいますと、すべてに優先する、こういう考へ方があつてもいいと思つておる。といふことは、失業者がほんとうに自分の血を流すやうな思いをいたして生きておる人の立場から考へましたら、国がなぜもう少し積極的に責任を感じてこの問題を処理しないのであるか、こういう不満を多分に持つておるわけなのであります。それだけに、せつかく零細な金を集めまして失業保険負担金があるいはその集

められました財政が、そういう方面へもどんでん使われるということも、一つの要因として赤字がふえておる。しかもそのふえておる赤字を、だから労働者の方へもさらに不利益な条件を作つて追いつけていくという措置、こういうことは、どう考へましても、今日の特殊段階における失業事情に対する行政措置としては、物事の本質的なものをつかまないと、とにかくその場を糊塗しておるということになるやうに思ふのであります。やはりこれははずばりと出されて、このやうな段階だから、当然かくあるべしという方針を出すだけの、少くとも立案者の方の基本的な構想があつていい、あるべきだと、こういうやうに私は思ふのであります。従つて、あなたの方としては、こまごまの考へ方であり、こまごまの努力をしたけれども、他のいろいろ障害のためである、従つて残念ながらこの程度なのだといふことならば、まだ多少はゆとりがつかますけれども、頭からここに押しつけることが、理論的に正しいのであるか。しかも三分の一という負担に對して、非常に恩恵がましい表現が使われた。こういうこと考へますと、やはり失業保険の、あるいは失業諸政策の一番根本的なもの判断をされるはずのあなたの立場から考へて、どうもそれでは労働者に対するよき道が開けるかと期待することができなくなつてくる。こういうふうには思ふのであります。しかしながら、依然としてこの措置が妥当であり、何らの疑問も起らないといふことであつてみれば、そのつもりで私どもは考へるより仕方がないのであります。まさかそうであらうと

も私は思わない。従って、今日のこの御提案の場合の心境と、さらにこれから先を展望されてのこういう問題に對するあなたの見解というものは、發展的に今私が申しましたような方向へいつてもらわなければならぬ。このままですと、安心してそこに安座されて、今後ともその方針でやられるというのでは、これはちよつと心配です。そういう意味で、まことにしつこくお尋ねして、はなはだどうかと思ひますけれども、今の考えで、もう私のいう發展はないものでか、そういうことはお考えになれませんかどうか。

○江下政府委員 言葉が足りませんでした。おそろく私の気がわかっていただけないのかと思ひますが、私は政府の失業対策が、すべて十分であるということとは申しではないのであります。もちろん今後失業者の対策というものは、年を追つてやはり重要になりますので、私の仕事といたしましては、もつと力を入れなければならぬ根本的な問題を含んでおると私は考へております。実は失業者の救済というものは、失業保険法だけでなくして、あらゆる国の施策を総合して失業対策というものを考へていかなくてはならぬということじゃないかと考へております。そこで、失業保険といたしましては、先ほど来繰り返して申しますように、三分の一の国庫負担をしておりまして、他の社会保険に比しまして、決してこれは低率ではない、相当高い率である。この点については、失業対策としては相当進んだ政策ではないかと考へておりますが、それではこのままでいいかと言われますと、もちろん私どもとしては、将来の失業の情勢に

応じては、また失業保険法の改正ということも当然考へていかなくてはならぬと思つております。先生のおつしやつた政府の施策が、失業保険経済に對して足りないという点は、もちろん政府の財政に今後相当ゆとりができて、他の社会保険制度との均衡においてそうおかしくないという実情にあれば、当然もつと政府の負担をふやしていくということは、考へてしかるべきだと思つておりますが、現在の情勢におきましては、相当困難な事情があるということをお話ししたのであります。

一般の失業対策としましては、昨日も申しましたように、これは決して私も十分とは申し上げませんが、一昨年から昨年への予算の増加の割合、昨年からは本年への増加の割合とを比べてみると、相当予算的にも私も考へました。しかし、これで決して十分とは考へておりません。来年度におきましては、もう少し踏んばりまして、先生のおっしゃる通りに、できるだけ失業対策に万全を期したいという考へは、もちろん私どもも持つておるといふ点を御了承願ひたいと思ひます。

○中原委員 さらに、第十條第二号中の「季節的に雇用される者」を「季節的に四箇月以内の期間を定めて雇用される者」と、こういう御訂正があるようでございますが、この「季節的」といふ言葉の根本の意味は、どういふことなですか。

○江下政府委員 「季節的に雇用される者」という定義自体が非常に不明確だといふことは、昨日来申し上げたのでございますが、実は季節的に雇用される者でありましても、他に本業を

持つておきまして、ごく短期間出かけるという者については、その把握が割とやさしいのであります。ところが、他に本業らしいものがあるかないかわからない、しかし一年中きまつて相当期間働かざるという者は、今度ははつきり失業保険法を適用することしよう。つまり、今までこの規定を文字通り読みますと、そういう人たちも除外されるのではないかと、こういうことでございましたので、今度はそういう者を一応四カ月以上の者は全部強制的に適用しまして、そして失業保険の恩恵にあずからしめる、しかしながら四カ月未満の者といふものは、ほとんど他に本業がありまして、保険料のかけ捨てになるのが大体常態でございますので、これらの人はむしろ除外してやつた方が適當であらう、こういう考へで除外いたしておるのであります。

○中原委員 季節ですから、四季節が常識でしようが、そういうことを明確に言えるならば、三カ月というのが適切でございます。それはもちろんわかりませんが、従来、期限を区切らずに一応その表現を使つて参つたものが、ここで四カ月と期限をつけたことによつて、何らか正確になつたような感じがしないか、実はほんとは何か別な意図があるのではないかと疑問が出てくるわけでは、四カ月と特にならざるに区切るということは、一体どういふことでしょうか。われわれとしては、はなはだ失礼な言ひ方をしましすけれども、政府が出されるあらゆる文書の中には、すなおに表だけを認めない文書が多い。これはほんとうにあるのです。何か意外なものが、いわゆる

持っておりまして、ごく短期間出かけるという者については、その把握が割とやさしいのであります。ところが、他に本業らしいものがあるかないかわからない、しかし一年中きまつて相当期間働かざるという者は、今度ははつきり失業保険法を適用することしよう。つまり、今までこの規定を文字通り読みますと、そういう人たちも除外されるのではないかと、こういうことでございましたので、今度はそういう者を一応四カ月以上の者は全部強制的に適用しまして、そして失業保険の恩恵にあずからしめる、しかしながら四カ月未満の者といふものは、ほとんど他に本業がありまして、保険料のかけ捨てになるのが大体常態でございますので、これらの人はむしろ除外してやつた方が適當であらう、こういう考へで除外いたしておるのであります。

るあいくちがあらはしないかといふうにまず考へるのです。これはまことに悲しいくせがついてるわけですが、どうもすなおに受け取ると、大ていひつかるので、すなおに受け取れないのです。やはり裏側に何かありはしないかという習性があると思ひます。これは悲しい性格ですが、そのように実はなつてゐる。

ちよつと余談になりますけれども、先日農業視察団が中国に行つたのですが、そのみやげ話の中の一つに、新しい中国になつたときに、食糧の割当をまづ行なつた。ところが今までのくせがついてるから二、三割プラスしてうそを申告した。ところが、中国の新政府は、うその申告をそのままに配給した。次年度もそれをやつたが、やはりその通り政府は配給をした、ちよつともそれに対して疑問を持たない。そこで、偽りの申告をした方の側が弱つた、これはもう必要はない、正直に言つて差しつかえない。正直に言へば自分の要求は満たされる、むしろ正直を言つてたくさん要求しても、かえつてむだになるという経験から、三年度からだんだん政府と人民の間いろいろな受け継ぎが正直になつた。偽りを言う必要はない、こういうことを報告の中の一つとして聞きました。が、まことにこれは言ひようのないうれしいことです。疑わなくてよろしい、また偽わらなくてよろしい、そういう状況になつて、初めて私は正直であれといふことがそのままに通ると思ひます。ところが、日本のいろいろな組み合せを見ますと、正直な者がばかだといふことになりそうです。だから、文字が正確に規定されながらも、

そのより正確に規定されたことに、何かねらいがあるのではないかと、こういうことを考へざるを得ぬように、残念ながら今日の日本の段階ではなつてゐるわけでは、長い間の習性です。これは私がひねくれ者だといふことではないと思ひ、実情がそうなつてはいいか。そこで、せつかく季節的に四カ月以内の期間を定めて雇用される者はこれを適用外に置くといふことは、何だか正直そうに見えるけれども、季節労働というものの非常に不明確性からくる、一つの字句に對する疑問が出てくるわけでは、と申しますのは、この改正法律案によつて、とにかく大枚の黒字が出るということに問題がある。今までの赤字が整理されて黒字に転換できる、その要素がその中にちゃんと入つておるといふところに問題がある。これは失業保険法のねらつておる意味から考へましても、やはりわれわれとしては、そつくりこのままでいこうではありませんと申し上げられないゆえんがそこにあると思ひます。しかし、そのように私の所見を申し上げても、今の場合、意味のないことでもありましようけれども、それだけに労働階級の立場から考へましたら、どうも政府のなされ方が、最近どんどん労働者を失業に追い込み、失業した労働者がせつかくのよりどころとして失業保険にすがりつけば、これをまた飛び出すという格好が、実はこの改正案の中に仕組まれておるといふことを、われわれは遺憾ながら気づくだけに、この問題もどうもすなおに受け取れない。従つて、四カ月とわざわざ明記されましたために、しからば実数上の適用者の拡大は、大体どれくらいが予想

されますか。それは全然そういうことではなくて、ただ字句上の正確を期するためになされたのか、それとも適用を拡大するためなのか、つまり被害を少くすることができるといふ御見解をお持ちのためのお取扱いであるのか。そうでなければ、具体的にはどれだけの拡大が保証されるか、この点についてお伺いしたい。

○江下政府委員 先生のおっしゃるような悪意は、もちろん全然ございません。これは従来「季節的に雇用される者」と書いてあるために、一体それでは季節とは何であるかと申しますと、一カ月働くのも季節である、春夏秋冬働くのも季節である、一年まるまる働かないで、毎年きまつて一定の期間だけ働き出かけて、あとは郷里に帰っておるといふのが季節じゃないかということになりますと、本来この規定によりまして、現在失業保険をもらつておる十何万という人は、全部適用除外になるわけでありまして、これをそのまま置いておきますと、全部適用除外になるおそれがある。私どもとして、なぜそれではそういうふうな運用をしなかつたかというおしかりを受けると思いますが、私が先ほど申し上げましたように、季節的に雇用される者という字句の通りこれを解釈していいかどうかという問題がございましたので、従来からごく短期のものは除いて、ほかのものは実質的には適用させたわけでございます。しかしながら、この文句を読みますと、季節的に雇用される者は除外するということになっておりますので、もしこれをそのまま置いておきますと、昨日来問題になっております

給付期間の調整のところ、全然無意味になります。これが除外されてしまつたら、全然適用になりませんので、給付期間を縮める伸ばすの問題が全然起きないわけでございます。そこで、特に保険料のかけ捨てになるような、實際上保険を適用しても何にもならないようなごく短期の季節労働に働く人だけを除外して、そのほかの者は適用する、こういうことにはいたしたのであります。その方が、法律関係が現実よりはずはつきりとなりまして、大手を振つて適用を受けるということになる。おっしゃるようなことは全然ございませんで、もつぱらそういう人たちの立場も考えて規定を置いておる次第でございます。

○中原委員 妙なことを申すようですが、そのまゝに一応受け取りまして考えますと、今まで、このような季節的に雇用される者は除くというようなきびしい除外規定があつたにかかわらず、非常に大量の、二十万一千でしかの適用者があつて、しかも、これは保険財政を食う虫のように、赤字を作る一番大きい根拠もあるように、政府の方では考えられておるようには思ふのですが、それを今度四カ月以内という今のような制約を課することに、よつて、労働者の利益が守れるのだという考え方もし妥当だと考へるならば、その被害がまたふえはしないか。正確を期することによつて適用がふえることになるわけだから、被害が拡大することになりはしませんか。そうすると、赤字の一番根をなしたと政府のいわれている季節労働者の範囲が、そのため少し寛大になる、ゆるやかになる、こういうことにつながらるのとは

いますか。そうすると、どうも論理が一貫しない、むしろ矛盾したものがからみついてくるように考へられますか、これはどうですか。

○江下政府委員 これも、言葉が足りませんからそういうことになるのだと思ひますが、毎年繰り返して、きまつて季節的に働いて、あとの働いていない間は保険をもらつておることは、私どもとしては、これは保険の乱用ではないか。そういうことが最初からきまつておるものに対しては、本来ここに季節的に雇用される者という表現で除外しておるのはその趣旨である。つまり、なぜ季節的に雇用される者を除外したかという、これは毎年きまつて季節的に働いて、あとは保険をもらつておるのがある、これは困るというので、季節的に雇用される者として除外しておるのであります。そこで、本来失業保険法の建前からいいますと、一年のうち一定期間働いて、あとの残りを保険をもらつておるという建前からいいますと、むしろ保険の期間を今度の改正案のように六カ月から九カ月ということではなくて、むしろ一年以上働かなければ困るというようにすれば、こういう弊害はなくなると思ふのであります。しかしながら、先ほど来申し上げましたように、とにかく曲りなりにも従来、長期の季節的に雇用される者に対しては失業保険法を適用してきまして、これらの人たちが急激にこの失業保険金の恩恵を受けられなくなると困りますので、特に私の考へましたのは、そういう面にあまり影響を来さないようにということ、六カ月から九カ月という期間を一段階設けま

して、そうしてそれらの人たちに對しても、全然保険をやらぬというのじゃない、九十日はあげますよ、こういうことで考へたのが今度の法律の趣旨であります。決して私どもとしては、たいたらずに労働者の持つてゐる権利を押さえるというふうなことは、今度の改正案では考へていないつもりでありますので、この点はぜひ御了承を願ひたいと思ひます。

○中原委員 本来短期の労働者に対する失業保険法の適用が考へられた最もおもしろい理由は、やはり今日の段階のうちに、労働者が継続的に長期にわたつて保証されたい、そういう現在の段階の特殊性から、寸断されていく労働時間、労働勤務の体制というものが、やはり社会不安を伴うおそれありとするところのおもな理由から、こういうことも当然救済の対象として考へなければならぬということから発展したのだらうと思ひます。これは私の独自の見解です、学者の論でもないでしょう。しかし、おそらくそういう学者の見解もあると思ふのです。従つて、それだけに、短期労働者というものが、かりに六カ月働いて、六カ月保険の保証をされるということがあつたにいたしましても、その見解からいへば、少しも無理じゃないだらうと思ふ。これは当然保証すべきだということにもなるだらうと思ひます。ただそれを計画的に、目的的にやつたとすれば、これははなはだ残念ながら悪いと思ひます。けれども、根本的にはやはりそういうところにあるのじゃないか。そうすると、季節労働者の中にそういう者があつたことによつて、何と云ひます

か、巻き添えを食うた皆さんの短期間の労働者があるということ、われわれはやはり思わなければならぬし、それを思ふだけに、せつかくこの改正措置が依然として労働者の權益を虫ばむ——虫ばむどころか、くつがえすやうな一つの要因になるのじゃないか、こう思ふのです。これは何と云ひました、もうどのようによい頭で、巧みな言葉で御説明になられても、この法の措置によつて平年度は十二億ないし十三億の赤字への転換が予想されるのですから、これはもうどんなに巧妙な言葉で説明してみても、それだけ労働者の權益を政治的に奪還する、取り返す、従つてそれだけ労働者の權益を破壊する、これはもう間違いないのです。これはどのように合理性を説明なさつても、その合理性のゆえに一応の納得をする人があつたといつても、やがて気がつく点は、その裏側に隠されたそういう一つのトリックです。これはもう確かにある。これに気がつかないといふれば、これは労働者としては大きな失敗です。これは大へんなこととす。だから、労働者から考へますと、今度のこの失業保険法の改正案というものは、今のようなおそろしい失業段階で、労働者をいよいよ根こそぎ權益の部分に安定させない、保証させない、こういうことの一つのたぐらみが見られておるものと認識しなければならぬ、こうなるのです。だから、現在の就労労働者それ自身といへども、これはつながつてくる問題でありますから、組織されておる労働者は言うまでもありませんが、組織されておらない労働者も含めて、やはり全労働者が大きな注目を寄せるのも当然で

して、そうしてそれらの人たちに對しても、全然保険をやらぬというのじゃない、九十日はあげますよ、こういうことで考へたのが今度の法律の趣旨であります。決して私どもとしては、たいたらずに労働者の持つてゐる権利を押さえるというふうなことは、今度の改正案では考へていないつもりでありますので、この点はぜひ御了承を願ひたいと思ひます。

して、そうしてそれらの人たちに對しても、全然保険をやらぬというのじゃない、九十日はあげますよ、こういうことで考へたのが今度の法律の趣旨であります。決して私どもとしては、たいたらずに労働者の持つてゐる権利を押さえるというふうなことは、今度の改正案では考へていないつもりでありますので、この点はぜひ御了承を願ひたいと思ひます。

す。そういうことを実際にやってみてのけられたわけなんです。なるほど部分的には、お前はそう言うけれども、二百七十日、この非常に大きな保険給付の拡大が予定されておるじゃないかというふうな御説明になるかもしれないけれども、そこにいよいよトリックがあると思われなければならぬことになるわけですね。というのには、そういう長期の場合にはよく七割にすぎない。よくやく七割のものを対象として、二百七十日あるいは百十日分というふうなものをい出して、だれもよく言うことですか、これこそ羊頭狗肉の策というのであるのか、看板と中身が違ふということになるのであると私は思う。それだけに、この全文の一句々々について、もう少し掘り下げた吟味をしてみせんと、実はわからない。われわれは、こういう法案に対して、いわばしろうとなんてです。どうも文字の解説さえむずかしいのです。一体何ということだろうか、これは何べん読んでみても、わからぬことがたくさんあります。何ということをおいておるのか、さっぱりわからぬ。日本語で書いてあるのをございませうが、何だかわからないのであります。そこで、私はこの点について、日本の労働者も、なるほどそれでは仕方がない、われわれも不正はしたくないから、正しいことを求めるから、この改正でよろしいというふうな、納得のいくような結論を出すためにも、このままではいかぬと思ひます。私どももわからぬのですから、日本の労働者全般がわからぬに違ひないのです。

そこで、これは委員長にお願いしたいのです。いざ理事会の皆さんにも

お願いしたいのですが、これはどうしても参考人を喚問していただきたい。やはり専門部会などに出られた委員諸君に出てもらって、委員諸君は一体なぜこれのまられたのか、聞いてみたい。私どもわからない。だから、委員諸君のこれを御承認になられた腹がまえを一つ聞いてみたい。委員諸君の御説明が私どもを納得させるならば、私どもも下りませう、やむを得ませう、承認しませうけれども、そういう意味で、本委員会でも、一つ参考人の喚問のお運びをいただきたいと思うのです。できない、これは了解できないのです。了解できないものを、われわれがたまたまやむやみに反対だけして終ったのでは、意味がないと思ひます。やはり労働者も、なるほどそうであれば仕方がないという納得のいくような処理をいたしますために、参考人の喚問をぜひともお取り計らいがいただきたいと思ひます。理事会の各位にも、あとでお願いしたいと思ひますが、その意味で、このことを最後にお願ひいたしまして、まことに長々と、聞く方からいへば、実につまらぬ質問を申し上げたかも知れませぬけれども、私からいへば、そういう納得のいかないままに、実は少々念の入りが過ぎた御質問を申し上げたかも知れないと存じます。何分よろしくお願ひいたします。

午後お出しを願ひます。至急お出しになりませんと、審議に差しつかえませ

から、どうぞさよう御了承を願ひます。横鏡重吉君。今度の失業保険法の改正について、政府は一体どういうような目的をもつてこれを改正しようとするのか。現在までの失業法の運営を見てみますと、二十二年に制定をして以来、二百六十億円の備蓄をいたしまして、保険法としては、きわめて順調に発展をしておる。昨年において、わずかに十億の赤字を出したというたまたまの例はあったけれども、しかしながら長期にわたるところの全体あれを見るならば、この短期間に二百六十億からの備蓄をしたということには、これはきわめて良好な運営のもとに発達してきたと、こう見るべきだと思ふのであります。従つて、こういうような時期において法の改正をしようとするならば、その考え方というものは、被保険者に取つて有利な、給付の内容をよくするとか、あるいはまた適用範囲を広げて救つていくとか、そういうような考え方のもとに、これが行われるのが普通であらうと考へるのであります。ところが、出されておりますものをみると、ややもすると短期のものに対する重大なる制限を加えて、長期にわたるものの特長なものに對して、若干給付内容をよくしてこれを行おうとしておるのでございませうが、一体どういふ考え方から今度の改正案を出したのか、簡潔にその点についての御説明を承わりたいと思ひます。

○中村委員長 たいだいまの中原君の御要求は、理事会で御相談いたします。なお政府に申し上げますが、昨日山花君から、議事進行の名において要求せられました本法案に関する解説を、

順調に参つたと思つております。一昨年度までは、仰せのごとく給付の割に保険料の収入は比較的多いございましたので、むしろ保険料率の値下げというふうな点を実施してきたのでありませう。ところが、昨年度になりました。保険法が始まつて初めて十億の赤字が出ております。現在積立金は、確か二百五十億ございませうが、法律にございませうに、法定の積立金は給付額の六カ月分なくてはならないので、それからもう一つ法律に規定がございまして、毎年三月と九月に過去六カ月の保険の収支を見て、言葉は簡単に申し上げますが、それが赤字になった場合には、一応中央職業安定審議会に諮問した上で、保険料率改訂の手續をとらなければならぬという規定があるのであります。そこで私どもとしては、最近失業の情勢が非常に深刻になつてきたということは認めておりました。それによつて失業保険金の支出も相当ふえてきたということも認めざるを得ないと思ふのであります。

○江下政府委員 お答えいたします。お話しを通り失業保険法の運営は、この法律が実施になりましてから、大体

で、これとは若干趣きを異にするのでございませうが、一般の会社、工場等におきましても、六カ月だけ雇えば、あとは失業保険がもらへるといふので、六カ月だけの雇用をする。はなはだしきに至つては、六カ月ごとと切りかえて一部失業保険金をもらわせる、こういうふうな傾向が出て参つておるのでございませう。私の承知して参つておるのでは、これがほとんど全国的にこういう傾向が出て参つておる。そこで、ごく短期の、六カ月から九カ月程度の被保険者期間を有しますものの数が、全体の二七・七%あるという事実を、やはりわれわれは考へてみなくてはならないのでございませう。昨日来申し上げておられますように、これが失業保険の正常な利用であるということであれば、もちろん保険料の値上げ等をしてこれらをおカパーするということも必要と思ふのでございませうけれども、しかしながら、實際上といたしましては、失業保険制度の本来の趣旨に沿わない利用であると私どもは考へざるを得ないのでございませう。失業保険の趣旨は、計画的に失業保険を利用するというのではなくて、あくまでも思わざる失業に對してごく短期の、つまり百八十日の生活安定の助けを得しめるというのが失業保険の建前になつて保険経済ができ上つておりますので、こういうふうな六カ月働いて六カ月失業をもらつてというふうな傾向が一般的になりませうと、とても失業保険としては成り立たないのでございませう。当然保険料の値上げの問題が出てくるのでございませう。しかも、私が申し上げませうように、これは明らかに失業保険法の乱用である。特に季節的または循環的に失

て、これは明らかに失業保険法の乱用である。特に季節的または循環的に失

業保険を利用するものは、私どもはこれはいくらでも失業保険法の乱用であるという考え方でございます。

そこで、なぜこういう事態になったかを考えますと、日本の失業保険制度ができたときは、これは非常に理想的な形だと思っておりますが、六月被保険者であれば、あとは、とにかくやめさせれば給料の六割を六カ月間保証してやるという、まことに思い切った社会保障制度じゃないかと思うのであります。ところが、この制度がだんだん一般に知られて参りますと、むしろ弊害の方が強く出て参っておりますというのが実情だと思えます。反面から考えてみますと、保険料を何年納めましても、やめたあとにはやはり百八十日で、六月月保険料を納めた人と同じにしか保険金をもらえない。一面においては、こういう若干不公平な面もございまして、私どもの考えましたのは、この際被保険者期間の長短によりまして、現状を著しく変更しない限度において、この建前を動かしてみたらどうかというのが、今度の失業保険法改正のねらいでございます。

そこで、最初に短かくいたしました方でございますが、それならば、季節的なものとか循環的なものを労働省は切ればいいじゃないか、こういう御反問もあるかと思いますが、何が季節的であるか、何が循環的であるかと申しまして、これは実際問題として、事務的に区別は不可能でございます。それから、昨日来申し上げておりますように、短期被保険者のうち、七割ないし八割のものが一応季節的な循環的な雇用である。しかもこれらの傾向が、今や放置いたしますならば全国

的な風潮となりつつあるという事態におきまして、あれこれ考え合せまして、私どもとしては、短期の被保険者に対しましては、給付期間を若干減少するという措置に出たのであります。実はこの一年間に、一部の期間だけ働いて残りの期間は失業保険をもらえないという、こういう繰り返しは、先ほど来申し上げますように、失業保険法の本来の趣旨に沿った利用ではないと考

えるのであります。それでは、資格期間を一年に延長するかという問題になります。そういたしますと、現在におきましては長期の季節労働者の利用者に対しまして、一応百八十日という保険金を支給しておりますので、これを全然支給しないということにいたしますと、また相当問題を起すのでございまして、その点を考えまして、現状に著しき影響を与えないという趣旨におきまして、給付期間百八十日を、その半分の九十日に減じたのであります。季節的労働者の問題、その他一般短期被保険者の問題は、雇用期間、つまり被保険者期間の長さの調整によるほか、現在は方法がないと思っております。

それから、先ほど申し上げました長期の被保険者期間を有するものがございますが、これは、先ほど申し上げましたような趣旨からいたしまして、やはり一面におきまして、これらの人々に対しましては、離職いたしました際の就職の困難さ、あるいは長期間失業保険経済に寄与したという点からいたしまして、これに対して若干のプレミアムをつけることが適当であるというラス、十年以上には三月のプラス、こ

ういうことをいたしたのであります。先ほど来、中原先生からの種々な御質問がございましたが、私どもの考えといましては、失業対策は、もちろん失業保険法も有力な失業対策の一つでありますけれども、失業保険のみによってこれをまかなうことは不可能でございます。他の一般の失業対策と相

待って、この問題は解決しなければならぬと思っております。またこの失業保険の乱用、あるいは本旨に沿わない利用が行われておるということ、われわれは監視することは、結局一般の善意な労働者なり使用者、あるいは国民の税金でありますので、これらのものが有効に使われていないということに相なりますので、この際こういう改正案を提案した次第でございます。言葉が足りませぬので、おそらく十分でないと思っておりますが、一応お答えいたしまして、あとまた御質問にお答えいたしたいと思っております。

○横縫委員 短期の被保険者に対する削減という趣旨については、一応わかったのであります。ただ問題のとらえ方が、たとえば東北の場合においても、これは年中同一人が繰り返すというように政府の方では見ているのであつて、あるいはまた今日東北の農村地帯における者が北海道等に出かぜぎに行く、これを毎年繰り返しておる、こういうふうに見ておるようでありませう。しからは、毎年々々保険金を同一人が受け取つておる、こういうような実情についての調査をされておるのかどうか、この点について伺いた

安定所の窓口で、毎年出かぜぎに参りますときに、安定所に参りまして一応保険の加入をいたします。さらに帰りますから保険金をもらいますので、大体その村の同一人が行つておるといふことは、安定所で把握しておるはずでございます。もちろん、毎年全部が全部同じ者ということではないと思

いますが、私どもの承知しておりますのは、ほとんどの者が大体毎年同じように繰り返して行つておるというふうな、地方からの報告を受けておるのでございます。○横縫委員 正確な把握をしていないということは、この立法を裏づけるのに、非常に不準備の感がするのであります。大体職安の窓口においては、保険金を渡すときに、果してこれが失業であるか、あるいはまた不正受給ではないか、あるいは他に職業をかねておるのではないか、この点は、必要以上と思われほど窓口においてこれを聞きただしておるし、かつまた調査もしておるうちに、われわれは見受けておるのであります。また失業保険金を受給しておる者からの声も、あれほどまで言わなくてもよいではないかとまで聞いておるのであります。それほどまで念を押しておるにもかかわらず、東北地方において相当数の者が出ておるといふことは、東北地方におけるところの労働の環境が非常に困難を伴つておる。関東、関西その他の地方と違つた面において、失業者が出ておるのであつて、この点は季節的な繰り返しであるようにも見られるが、また一面においては完全な失業者であるといふこと、この認定が政府において行われているのではないかと従つて、完全な失

業者であるとしたならば、現在までの法の運営として、これは乱用を受けたものではないか、こう考えるのだが、この点に關しては、先ほど乱用という言葉を用いられておつたが、どうですか。

○江下政府委員 十條の第二号の「季節的に雇用される者」というのは、失業保険法の適用から、現行法では一応除外されておることになつておる。先ほどおる私が申し上げましたように、季節的に雇用される者というものの範囲が、ごく短期のものならばこれはわかるのでございますが、長期のものにつきましては、果してこれが季節的に雇用されるものであるかどうかという

ことは、離職してみないとわからないのでございます。従つてこれが初めて就職しますときには、適用していいかどうかかわらないのであります。従つて安定所では、やむを得ずして、これらの人に対して実際には適用せざるを得ない立場になつてきておるのでございます。

なぜ季節的に雇用される者というものを置いたかということでございますが、私どもの解釈といたしましては、季節的に雇用される者が、毎年繰り返して一定の季節に行くということになりますと、毎年一定の期間以外は、失業保険をもらつておることになりますので、これらのものに対しては除外しておるのではないかと考えておるのであります。若干失業保険法実施当時から社会情勢も変わつて参りましたので、この言葉がそのまま適当かどうかというところは、検討しなければならぬのでございますが、いずれにしまして

も、先般お手元にお配りしたと思いがすが、これらの季節的な失業保険の受給者に対して、政府がいたずらにこれらのものに対して失業保険金を出しておるといふことは、むしろ勤勞意欲の向上を促せることになる、健全なる就勞意欲を起すためには適當でないといふことも、私も再々耳にいたしておりますので、新聞紙上等でもこの点が再々載つておるのであります。そこで、今先生のおっしゃる通りに、失業者じゃないかといふことでございませぬが、その中にはもちろん失業者も私にはあると思ひます。そこでそれらの人に対して、失業保険金を出すことがいかに、あるいは働かせて収入を得しめたい方がいかにという問題になると思ふのであります。私は、失業保険といふことで毎年繰り返して金を出すよりは、やはり就勞させて収入を得しめるといふ方向に持つていくべきである。そのための政府の対策は十分でないといふおしかりはあるかもしれませぬが、これに対しては、私どもとしては、とにかく乏しい予算ながら、それらの失業者に対しては、できるだけ限りの程度で失業対策を講じてやつていきたい、こういうふうにご意見を次第でございませぬ。

○横鏡委員 六カ月程度働いて保険金を受給する者が非常にふえておるといふことは、今、東北地方が主たる問題であつて、その他にも若干あるといふような説明でありましたが、實際には、日本のデフレ政策が影響して、全般的に雇用状態が悪くなつてきたといふより、従つて長期に採用してはまた解雇をしていく。従つて、その人々が行くところがなく、失業保険に食いついてくるという、こういうような現状が、今日の失業保険の、たとい一年間にせよ赤字を出した理由ではないか、こう見るのである。従つて、こういうふうなものを見るに、たとえれば保全経済会等のやみ金融にしても、これに従事しておつた者がごとごとく倒されて、その人数は約五万人から見込まれていると思う。あるいはまた十次造船の影響を受けて造船界が不況になり、このときに政府の方では一時帰休制をとつて、この帰休制によつた者に対しては失業保険金の適用を援助しておられる。こういうようなことをしておられますし、あるいはまた炭鉱地帯が不況になつて、これによるところの保険金の受給者が、こういうような全国的な雇用状態の悪化といふことが、短期の雇用あるいは保険を利用するといふ、こういうようなことになつて出てきたのが今日の問題ではないか。従つて、これに対処するに、短期のものは認めない、短期のものは三カ月しか認めない、こういうような方法でやることは、法の盲点をつくといふか、法のいうところの乱用によるものだといふ考え方も、従つてこういうところから食いついてきたならば、これと切り離して保険経済を救うのだといふような政府と被保険者の取り組みをしておつたのでは、一体失業者といふものは解決されない、雇用状態といふものをどこに持つていくかとしておられるか。特にこれが他の関係の省であつて、なかなかな張りがあるからしつて連絡がつかないというのならばともかくとして、失業保険と雇用の解決とい

うものは、職業安定局が持つておるところの一つの任務なんです。従つて、就勞させるか、あるいは保険金を出すか、そのいずれが解決しなければならぬ。ところが、雇用状態の方は解決がつかない、保険金に出来るものはこれを切り捨てるといふような考え方は、日本の失業保険法あるいは失業の問題は解決できないのではないか、どう考へているか、この点に対してはどうでありませぬか。

○江下政府委員 お尋ね、ごもつともな点も私はあると思ひます。ただ、再繰り返して申し上げておられますように、失業保険法と申しますのは、御承知の通り、一つはまゝつた経済をなしておるものでございませぬ。失業保険のみによつて失業対策をやるというとは、やはり困難であります。失業保険の金と申しますのは、これは労働者、使用者、政府が、おの三分の一ずつ負担しましてのこれは経費でございませぬ。従ひまして、私どもとしては、この金が出来るだけ必要な場合、必要な人に支出されるように考へていかなければならぬと思つておられます。そういたしますと、もしこれらの毎年繰り返すような人が主体になつておられます短期労働者に保険が出るために保険金が赤字になり、行く行くは保険料率を値上げしなければならぬ、こういうようなことになつては、一般の善意の労働者の権利を阻害するの善いまいか。この際どうしても、今の保険経済の面から見ますれば、私はやはりこういう人たちの利益を擁護するといふ面からも、毎年繰り返すとか、あるいはごく短期の者——一部非常に気の毒な人があることは御指摘の通り

でございませぬが、これらの人に対しては、先ほど来繰り返しておられますように、政府といたしまして、当然これは万全の努力をいたしまして、失業の憂をなませないよう努めたと思ひます。予算的にも、本年度におきまして特に百六十八億——昨年の百十九億五千万円から百六十八億二千円という相当大きな増額を果はいたしておるのであります。もちろんこれ十分であると大手を振つて歩けるといふこととやございませぬが、とにかく苦しい国家予算の中で、相当政府も考へておるといふ点は、わかつていただけのじゃないかといふふうにご意見をどうございませぬか。

○横鏡委員 東北地方における季節的な問題がいわれておるのであります。ただこれを年間の保険の収支状況から見た場合に、実際には東北の問題が影響して、昨年度の十億の赤字が出たのではないか。東北の場合においては、六県合せても収支差引赤字が十二億一千万円であつた。ところが九州の七県においては、これが十九億五千万円の赤字である。従つて、赤字の度合いからいふならば、はるかに九州の方が出ておる。しかもまた、これを府県別に見たならば、保険金をよけい納めておるものが十三ほどの県であつて、よけい取つておるところが三十三の府県である。東京、大阪等を初め工業都市地帯のものが保険金を納めて、農山村地帯のものが保険金を受給しておるといふ様相を全般的に示しておる。このことは、同時にまた農山漁村地帯における雇用状態が悪いといふことを示しておるのである。従つて、この

もとに強制加入を命じて運営をしていける建前からしましたならば、当然就勞をしておる者の負担において失業者を救つておるといふ格好を示しておる。従つて失職をしておる人々に対して、その条件が一定の基準に当てはまるものであつたならば、これは当然就職者の肩にかかつておるものではないか。従つて、短期の人々に対する雇用状態の改善をすることが一つであるし、それが解決できない間は、この人々をこの保険法において救つていくといふことが問題であつて、これを今回のように三カ月に切り捨てておるとは知らぬ顔するといふようなことでは、今日の失業保険法を制定している趣旨、目的が達成されないのではないかと思ふのだが、この点さらに念を押してお聞きしたい。

○江下政府委員 昨日も御答弁いたしましたように、短期の被保険者の平均受給期間は百十日でございませぬ。百八十日が限度でございませぬが、平均受給期間は百十日でございませぬ。従つて、これを九十日に減らしても、半分になるというのではなくて、相当緩和された響き方をする、つまりそう大きな雇用面に対する影響もないといふことも、私ども考へてこの改正案を作つたのでございませぬ。なお、差し引きまして二十日ばかりの問題がもたらんごさいませぬけれども、これに対しては、先ほど来申し上げておられますよう

に、できるだけ政府の失業対策の諸施設を実施いたしまして、これらの人の生活安定に資したいというふうに考えておるのであります。

○横銭委員 今、短期の者の受給期間が百五日平均であるというふうに言われたが、これは短期の者でなくて、全保険の受給者の平均が百五日ではございませんか。

○江下政府委員 全被保険者の受給期間の平均は百三十三日でございます。短期の者は百十日でございます。

○横銭委員 それならば、次に伺いますが、政府がこの案を出したのでは、保険金をかけるのが少い者に対しては受給もまた少くする、多い者に対しては受給金額もまた多くする、こういうふうな線で見ると、失業保険法の考え方として、こういうふうな精神をとって今後運営されていくのであるかどうか、この点をお尋ねいたします。

○江下政府委員 これは、実は非常にむずかしい御質問でございます。私といたしましては、将来この保険法をどういうふうな運営するかということにつきましても、実はまだ確信を持っていないのでございます。今後の失業情勢の動きを見ながら考えていかなければならぬ問題でございますので、一がい、今どういう方針でやるということについてはお話しは、遠慮させていただきます。ただ現段階におきまして、私はこの程度の措置は適当でないか、こういうふうな考えております。

○横銭委員 現在の保険法において、これを強制適用にし、それから一部任意適用にして、できるだけこの保険金を取る方だけは網を広がってたくさん取るようにしておる。いざ給付となると、いろいろ制限条件を設けて給付をしない、これによって保険経済を立てておる。このためにこの七年あまたの間、二百六十億からの備蓄もでき、こう見るのでありますが、今のようないふ精神をもって貰うか貰かないか。これを立てずして、今日のような短期の者に対しては少く、長期被保険者であつた者に対しては多くするというふうな改正案を出すことは、根本を出さずして改正案を出しておるということになりはしないかと、こう考えるのであります。特にこの問題は、短期の者を犠牲にするから、長期の者に対して多少の甘いものをつけてやろう、こういうふうに見るのであります。しかも、ここにはきわめて問題となるような引き続き同一事業主に五年以上あるいは十年以上というふうな条件をつけておるのであります。これは被保険者としての資格において同一の状態ではない、いわゆる事業主を変えたが五年、十年被保険者として完全に納付の義務を果した者と、同一事業主のもとに五年、十年被保険者としての納付の義務を果した者との間に、さしていざ離職となつたときに、百八十日しか取れない者と、二百十日あるいは二百七十日の受給資格を持つ者というように分れてくる。こういうふうな矛盾をあえて御承知の上で出した理由は一体どこにあるのか。

○江下政府委員 御指摘の点は、確かに理由があると思ひます。ただこれは御承知の通り、特に一定期間以上働きました者に対して特別な給付期間の延長を行うわけでございます。

で、五年以上失業保険の被保険者であつたという点を明確にいたしませんで軽々にいたしますと、これはまた乱に陥るおそれがあるのでございます。そこで、五年以上同一事業主というところを書きましたのは、これはもつぱら事務的に考えまして、実際問題といたしまして五年なり十年なり同一事業主のものに働きました場合におきましては、非常に明確でございますが、転々といつた場合はおきませんが、特に終戦後の会社の興亡のはなはだしかった時期におきましては、実際これはつかむことが不可能だと思ひます。そこで、今回十三条の二の規定を置きまして、各事業場ごとに被保険者資格の取得、喪失の規定を置きまして、これによつて相当な後は明確に雇用状態が把握できますので、一定の期間経過いたしましたれば、同一事業主ということになくて、引き続き五年以上雇用されたというふうには訂正されるべきだと考えております。

○横銭委員 政府はこの案を出すに當つて、現在八百万の被保険者のうち、五年以上引き続き同一事業に雇われておる者が一体どの程度あるか、あるいは事業主を変えたものがどのくらいあるか、この点についての基礎調査をされておりますか。

○江下政府委員 二十九年度の調査でございますが、一応五年以上継続いたしまして同一事業主に働いたという人の実際の受給の数が、全体の受給者のうち七・四％という一応の調査がござります。

以上二百七十日保険金の受給資格があるというふうな錯覚を起すのであります。さらにこれを詳細に見たならば、引き続き同一事業主であるという制限がついておる。その実際の数はと見たならば、全体の七・四％しか今までの実績においてない。従つて他の者のほとんどが、この事業主を変えておるというのである。こういうふうなわけで、その他の人々に対してはこれを適用させない。こういうことがこの失業保険法の改正の精神となり、あるいはまた改正のものとして使われるということは、おそれるべき問題であると考えが、なぜこういうふうな少数のためだけに道を開こうとしたのか。これは保険金を納付させる場合には、できるだけ多くの人から取ろうとして網を広げて、渡す場合においては、できるだけこれをしぼつて渡すまいとするところの精神ではないか。先ほど私がこの問題について、保険金を納めるのが少かつた者が受給もまた少く、多い者が多いという精神を大きく一本貫いて今度の改正の方法としておるのかどうかということを問うたところが、これに對してはあいまいであります。従つてこういう問題が出てきたときに、これは八百万の被保険者が同一の考え方のもとに置かれていない、きわめて大へんな改正案であるといわなければならぬと見るのですが、この点いかがでありますか。

○江下政府委員 短期の者と長期の者との比較においてのお話でございますが、そうではなくて、私の再々申し上げておりますのは、この短期の者のうちには、全体のうち七割から八割とい

う本来失業保険制度の本旨に沿わない利用があるのであります。従つて、これと一緒に合せてこれをお考えになりますと、まさしくどうもつり合ひがとれないということになります。こういう本旨に沿わない利用につきましては、私どもは、ほんとうならばこれらの人は保険のうちに置くべき人たちであります。しかしながら、今まで特に支給もいたしておりませんので、特別な措置をいたしまして九十日だけは支給する、こういうことでござりますので、私は決してこれとこれを天びんにかけて差し引きプラスになるから、この法案はインチキだという仰せでござりますが、これには承服できないのでござります。

○横銭委員 今七・四％という数字を示されたのは、私が誤解したように言われておりますが、もう一度、しからば七・四％というのはどういふものの中から出てきた数字だか、お聞かせ願いたいと思ひます。

○江下政府委員 安定所の窓口、二十九年度に失業保険をもらいに來ました者のうちから調べましたものであります。

○横銭委員 全員ですな。

○江下政府委員 さようであります。

十日と二百十日との差ができてくる。このことは公平でない、公平の原則からはずれている。こういうふうに見るものであって、なぜこういふ特例を閉じるとするのかわからない点について……

○江下政府委員 その点は、先ほど申し上げましたように、引き続き五年以上勤務したということは、実際問題としては、事務的に調査が困難でございます。果してこの人が五年間あるいは十年間どこで働いたかという点につきましては、安定所に何ら帳簿がございませぬので、一々一人々々につきまして安定所が回つて回つて調べなければわからない問題でございます。ところが、今度の十三条の二の規定によりまして、この点ははっきりつかむことにいたしますので、こゝしばおたくちと申す、ある程度書類の整備ができておられます。そうすれば、この点については引き続き同一事業主という点ではなくて、引き続き五年以上被保険者として雇用されたというふうな訂正が可能でございます。現在におきましては、過去五年も十年もさかのほつて、この人はどこでいつまで雇われたかということは、安定所が足を棒にして探して回つても、なかなかつかみにくいというふうな実情でございます。そこで、やむを得ずして一応こういう措置にいたしてあります。

○横義委員 それでは法制局の方に質問いたします。今度の失業保険法の改正案につきまして、こういう点が出てくるのですが、おそらくこの法案は、法制局として十分審議されているとは思いますが、どういふ解釈のもとにこれをどう考へられているか、承りたい

のであります。その点は、第六条において被保険者は強制加入となつて、こういう事業に従事している者は被保険者とするというように、明瞭に一点疑義のないところの資格取得に関する規定があるわけでございませぬ。これに對して今度の案は、であるけれども、確認の事項を作つて、確認された者でなければならぬというふうになつてきています。従つて第十三条の二を作つて、ここで労働大臣の確認によつてその効力を生ずるといふことになり、従つて、従つて、従つて確認されるまでは、被保険者としての資格を持たないということになる。ところが第六条において、この者は当然の被保険者であるという解釈が立つわけでありまして、資格の取得をめぐつて、同一の者が第六條と第十三条の二の間に食い違ひを生ずるおそれがあるわけがあります。特にこれがそのまま確認されたならば、いのでありますが、今日のような雇用の悪化している状態からして、当然これを作つた趣旨からいつても、お前のところは被保険者として認めないというふうな点が、相当出てくる可能性があらうと思つてあります。従つて、こちらの方においては、おれの方は当然被保険者である、被保険者としての権利を持つのだ、こういう解釈の上で立つ者と、こちらの方では、確認によつて効力を生ずるので、これは認められないというふうな論争等が起る可能性があると思つて、この点に對しては、どういふ見解を持つていらつしやるか、お尋ねしたい。

○山口説明員 お答えいたします。たゞいまの問題は、今回の失業保険法の

改正の中の、非常に重要な法律的なポイントでございまして、現行法におきましては、被保険者の資格の得喪が、法律の規定によりまして何らの確認的な行為等が必要といたしません。効果が発生することになつております。ところが、これが先般来から、労働省の方から申し上げましたように、失業保険行政を施行していきま上にきわめて不安定である、あるいは不当なことが行われるという御見解から、この際確認の制度を設けてそれをきりさせたいという趣旨でございませぬ。従ひまして、今の御質問の点でございますが、この点は、第六条において当然に被保険者とするということをして言ひましたのは、いわば宣言的に当然被保険者の範圍はこれこれであるといふことを申した。そういういたしまして、その宣言的だといふ点か、潜在的に被保険者であるところのものを具体的に頭在化するのために、ここで確認という制度を設けて、そこで具体的な保障関係を成立させる、こういう趣旨でございませぬ。それでは、確認といふものは何らの法的な効果を持つていないじゃないかと思つて、その点も、第六條の規定により、当然被保険者であるという者が、確認を受けることにより、当然にその被保険者として失業保険法に乘つていく。裏から申しますと、行政庁は第六條の当然被保険者につきましては、その確認を行うことを懸束されていることになりませぬ。従ひまして、先ほど先生のお質問の中にございした確認が、法律的に懸束されておりますから、な

いことだといふふうに考へてよいのではないと思ひます。

○横義委員 今の点では、法制局の見解は六條の方が優先をされているといふふうに見るのであります。現在までの法の運営は、六條によるところの資格の当然取得でもつて全部運用されてきている。しかも、この点は何ら改正がされない。従つてこの解釈というものは、当然被保険者としての権利を持つたものだと思つて、従つて宣言という点か、あるいは資格を得る一つの段階といふふうには見られないので、確認することにはありませぬ。従つて、確認の場合には、確認をどう考へようかはあり得ないだろ、こゝに言うに言ひませぬけれども、しかしながら、ここで一つの段階は取つたけれども、確認をされないと、従つて今日の場合においては、当然すべてのものが確認を出して、その届が済んだものが被保険者となる、こゝにいうような制度をとつておる限りにおいては、これは六條の場合においては改正をされて、被保険者としての一つの資格条件というふうに変わつてくるところではないか。従つてこゝにいうような資格条件を持った者が申請をして、しかも、そこで資格の確認を得て初めて被保険者となるというふうに改められるのが、普通ではないかと考へるのだが、この点さらにお伺ひしたい。

○山口説明員 たいだいは点もございませぬ、今度の改正に、従前の現行法の解釈とは多少違つ

てきたといふことになると思ひます。従ひまして現行法におきましては、第六條の規定によりまして法律上の効果が当然発生する。にもかかわらず、今回の改正によりまして、第六條は単にそれを潜在的に、あるいは宣言的に当然被保険者になるというふうになつておられます。資、資格といふものが、こゝにいうふうな性格のものになつたといふふうな解釈すべきだと思ひます。しかしながら、それが単なる段階的あるいは資格というものでないといふことは、その宣言的なり、潜在的にいたしました第六條の規定といふものが本體となりまして、それに合致するものが当然第十三条の二による確認を受ける、また行政庁としては、なすべく拘束されているといふことになるものと思ひます。なお、この点につきましては、二十九年の改正によりまして健康保険法、それから厚生年金保険法、船員保険法等も、大体今回の失業保険法と同様の趣旨におきまして確認の制度を置いておる次第でございませぬ。

○横義委員 もう一点伺ひますが、第二十条の二において「引き続き五年以上同一事業主に被保険者として雇用された者」といふふうな条文が入るわけでございます。この条文に對して「同一事業主」といふ見解が、たとへば何のたれへであつたか、何々会社であるとかいふようなものの名称が変更された場合等、いろいろ出てきますが、この法文の解釈といふものは幅を持つものであります。あるいは幅を持たず、名義通りのものでありませぬか、この点に對しては、どういふよ

うな見解を持っておいでになりますか。

○山口説明員 同一事業主といいますが、法文には、ただ単に同一事業主とのみ規定してございまして、特に説明を加えておりません。従いまして、社会通念上同一事業主と考えられる程度のものであると思ひます。たとえば事業の包括的な承継というふうな場合、あるいは当該会社が合併があつたような場合、あるいは事業主が死にましてその子供さんが相続をして事業を営む場合などは、やはり同一事業主というふうに解釈していいのではないかと思ひます。

○横銭委員 それでは親会社と子会社に転任等の関係が出てくる、この場合が一つ、それから今度労働組合の方に専従者が出てくる、この場合には、当然労働組合の委員長が事業主になって、その他の者が被保険者となる可能性が方々に出ておる、従つてこの場合には事業主が変つたと見られる点がある。それから今日の中小企業等の段階においては、被保険者は変らないけれども、事業がどんどん事業主から事業主へ売られていきまして、Aという事業主が売つてBという事業主が買う、それからまたCという事業主が買うというように、工場、事業場そのものは変らない、工員そのものも変らない、しかし事業主だけがどんどん売り買ひして変つていつてしまふ、こういうふうなものが随所にあるわけですが、こういうふうなものの解釈については、どう考へるのですか。

るとは言い得ないのではないかとこのように思ひます。それから第二番目の労働組合の専従者になるという場合には、事業者との雇用関係が依然として継続されておるといふのが通常でございまして、その場合には同一事業主といつてよいのではないかと思ひます。それから第三番目の、事業が包括的に承継されるような場合でございしますが、この場合には、程度の差はございまいし、一般的に見れば同一事業主と考へてしかるべきだと思ひます。

○横銭委員 今の点は了承しました。○多賀谷委員 関連して、今の同一事業主の場合であります、包括的に承継される場合と、たとえば吸収合併する会社がある。その吸収する方はよいでしょうが、吸収される方の側、こういうものは当然包括承継になると思ひますが、そういう場合は含まれるかどうか、新設合併の場合はどうか、こういう場合についてお聞かせを願ひたい。

○山口説明員 ただいまの御質問のうち吸収合併の場合は、これは包括的承継であることはほほ明らかであらうと思ひます。それから、問題は新設合併であります、これは場合々々によつて、一がいには言ひがたいのではないか。吸収合併的な性格のものであれば、同一事業主といふふうな解釈されるであらう。その点は、場合々々によつて社会通念に従つて解釈する以外にはない、こういうふうな考へます。

は実際の運用としても、もつちか、もつちか、三カ月ふえるか、あるいは従来通り六カ月しか支給されないかという点ですから、これは私は本委員会で、その点明確にしておく必要があるのではないかと思ひます。それでお尋ねしたいのですが、先ほどからも転々と事業主が変るといふお話がありました、炭鉱のような場合には、鉱業権の譲渡によつて、実際の今までの債権債務を引き継ぐという形がほとんどでございします。そういう点と、これは一体同一事業主と考へられるかどうか、法制局並びに局長はどういうふうにお考へになつておるか。この点については、政令で今後十分詳細にお定めになるおつもりであるかどうか、その点も、一つ法制局並びに労働省から承りたいと思ひます。

○江下政府委員 特に同一事業主といふのを、注釈を法律でつけませんでしめたのは、いろいろ書き始めると切りがないものでございしますから、実は法制局とも相談して書かなかつたのであります。当然施行規則等で、これは詳細に規定をするつもりであります。考へ方として、先ほど申し上げましたように、実質的に権利義務の承継といふような場合には、これは法律の規定を曲げるということではできませんが、できるだけ幅広く運用上措置したいと思ひます。

○山口説明員 同一事業主の解釈につきましては、結局は社会通念に待つわけでありまして、ただいま御質問がございましたようなポーター・ラインの問題につきましても、第一次的には、行政運用の問題として解決するべき問題であらうと思ひます。最終的には、それが裁判等によつて決定するべきものであらうと思ひます。

れが裁判等によつて決定するべきものであらうと思ひます。

○多賀谷委員 社会通念といひましたも、これは商法その他の理論からする場合は、同一事業主であるかどうか、きつめて明確です。ただ、労働関係として、労働関係でも、一般的に同一事業主のように取り扱つておるといふ労働関係の実態から見れば、これはかなり大きな幅があると思ひますが、これは普通の民法からいいますと、きつめて簡単な事例です。もう同一事業主であるかといふことは、きつめて簡単ですから、裁判なんかにかけると言われましても、裁判所なんかでも、地方裁判所あたりには、かなりいろいろな見解が出てくると思ひます。ですから、これはやはり法律的に何らかの解決をしておかなければ、単に行政運用でやりますといふことだけでは、私はきつめて困難な事態が起りはしないかと思ひます。

○山口説明員 後ほどまた質問いたしたいと思ひますが、占領軍、これに国連軍の場合、御存じのように、国連軍の場合は直接雇用をしております。それが昨年、たしか国連協定ができて間接雇用になつた。これは労働者側からいへば、政府の都合によつて、外交の問題によつて事業主が變つたのだ、そして自分たちは依然として同じ事業主に勤めておるところが、これは退職金を支給しておる。ですから、私はこれはなかなか困難な問題であらうと思ひますが、今政府ではどういふふうにお考へであるか、これをお聞かせ願ひたい。もう五年の者が出てくるわけですから、政府としては当然この際見解をはつきりしておかなければならぬと思ひますので、お聞かせ願ひたいと思ひます。

ばならぬと思ひますので、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○江下政府委員 大体の私どもの行政的な解釈をいたしましては、先ほど申し上げましたように、実は同一事業主といふ言葉の概念があいまいでございまして、むしろこれをはつきりさせるという意味で、解釈規定を書くのも一つかと思ひましたが、書いていきました、実は相当ごまかく規定しなければならぬのであります。書きました精神は、精神を私は申し上げておる、精神は、全然違つた事業主を転々として動いたという場合には、これは把握が非常に困難でございします。しかしながら、そうでなくして、幅広い限度において、実体的に同一事業主と思われ場合には、これは当然この規定の運用によつて同一事業主として扱つてもいいじゃないか。権利義務が全部承継されまして、ただ名前だけ變つたといふような場合には、私は、一応原則としては、この規定によつて同一事業主といふことで解釈して差しつかえないと考へております。

○多賀谷委員 今の国連の問題……○江下政府委員 直接雇用から間接雇用になりかつた場合の問題ですか——これは実際切りかつた実態が、あれは退職手当等は、みなもつちかわけでございしますか。

というのとは、ちよつと違うということになりませんか。私もちよつと今考えあぐねておりますが……。

○中村委員長 それでは午前中はこの程度にとどめまして、午後二時半まで休憩いたします。

午後二時五十分開議
午後二時五十分開議

○中村委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

失業保険法の一部を改正する法律案、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案の二法案を一括して議題となし、質疑を継続いたします。横鏡重吉君。

○横鏡委員 先ほどに引き続き御質問をいたします。

この引き続き同一事業主に五年以上あるいは十年以上、こういうような制度を作る結果、どういふような副作用が出るかという点については、政府は一体考えられたのかどうか。これは、当然起ってくる問題は、労働者に対するところの勤続を強制する結果になるだろうと考えるわけでありませぬ。その事業所が低賃金である、あるいはまた悪労働条件である、従って何とか早くここを変えなければならぬ、変えようといはしますと、もう少しここにおるならば、お前のところには失業保険は五年の分が適用される、あるいはまた事業主さえ変えなかつたならば、十年の分が適用されるのだ、従ってここは動かぬ方が得だろう、こういうふうな勤続を強制する結果になりはしないかと考えるのでありますが、この点に關

しまして、政府はどういうふうに考えられたか、お尋ねいたします。

○江下政府委員 お尋ねの点でございますが、私の方といたしましては、この制度によって、結果的にどういふことになるかということにつきましまして、今、先生のおっしゃったような、むしろ逆の効果は全然考えていないのでございます。これは比較的長期間失業保険経済にも寄与し、しかも、これが相当困難でございますので、許容できる限度の間を延長いたしましたのにすぎないのでございます。あるいは仰せのようなことが、結果としては一部に起るかも知れませんが、むしろねらいは、そういう長期間働いた人に対して保険経済からのできるだけの恩恵を与えることがやはり適当である、こういう考え方があくまでも基本でございます。そういう不当に定着を強要するといふようなことは、この法案の立案に当りまして、私どもは全然考えたことではないのでございませぬ。

○横鏡委員 百八十日あるいは二百十日、二百七十日、こういうような区分での受給が出てくる一方において、運賃をしていく場合に、失業保険金が支払いに非常に苦しくなってくるような段階のことと考えられる。その場合に、同一の条件にある者が、職安の窓口に行つて職安のあっせんを求めた場合に、職安の係員として、一体どういふような心理状態になつてくるのか、このことは当然、なるべく受給期間の長い者に早く就職のあっせんをさせて、保険金の経済をはかろうというふうに考えてこないとは限らないと思

のであります。これは当然三カ月の受給資格しかないものは、ほうっておいてもそう大した受給金額にはならない。しかしながら、二百七十日の受給資格のある者に職安のあっせんを出さなかつた場合には、相当の保険金を出さなければならぬ。こういうような点に判断になりますと、職安としての職安のあっせんが、各人の能力や技術等に應じて、公平に行われなければならぬ。いふものを通じて、なるべく高いものを早く就職させるというふうな考え方を早く職業のあっせんが不公平な結果になつてしまふかという点を考へますが、この点に關してはどういふような見解を持つていらつしやいますか。

○江下政府委員 結論から申し上げますと、私はさようなことにはならぬと考へております。安定所といはしましては、窓口に参ります人が長期の人であつて、短期の人であつて、やはり本人の能力に應じて、適当な職業にできるだけ早くあっせんをするという考へ方が、安定法もその方針を示しておりますので、そういう保険受給期間の長短によつて差別することは、絶対にしてはいけないことと考へております。また現在においても、しておるという傾向は見られませぬので、かりにこの法律が改正されましても、そういうことは私はないといふふうに申し上げることができませぬ。

○横鏡委員 今の場合、ないと言つても、必ず運用の過程においては生じてくるだろうし、かつまた、生ずるところの危険が多分にあるということに警戒しなければならぬと思つてお

が、病気によつて失業した場合には、第三条の能力及び意思という問題に觸れてきて、病気による失業者に対しては保険金の支払いがされない。この者が一年以内に病気がなおつた場合において、かりにこれが八カ月でもつてなおつた場合には、百八十日の受給資格ある者でも、あとは四カ月しか受給することができないといふようなことになるわけでありまして、今後展開されます二百十日、二百七十日の資格の者に対しても当然でありまして、これが一年以内の受給資格であるから、病気がより失職をした場合には、何らの恩恵となつてこない。ところが病気がより失業して、その場合に直ちに何らかの他の法律等によつて収入あるいは失業中の生活の保障等がされるのであるならば、これは別であります。現在においてはそういうようなことが簡単にされない現状である。このことに対する何らの給付のないといふことは、被保険者に対するただいまの見解等を聞いておられますか、一つの盲点となつておられるように考へておられるのでありますが、この点政府はどう考へておられますか。

○江下政府委員 仰せの通り、失業保険は、失業の状態にある者に対して支給されるのでございます。失業の状態とは、働く意思と能力を持ちながら仕事につけないといふことであるのでございませぬ。そこで、病人であります場合には、これは失業保険金は支給されません。これは失業保険金は支給されない建前に相なつておる。それでは、その人たちはどうして生活するかといふことになると思つておられますが、非常にお気の毒でございますが、この場合は失業保険としてはめんどうが見れない

が、病気がよつて失業した場合には、第三条の能力及び意思という問題に觸れてきて、病気による失業者に対しては保険金の支払いがされない。この者が一年以内に病気がなおつた場合において、かりにこれが八カ月でもつてなおつた場合には、百八十日の受給資格ある者でも、あとは四カ月しか受給することができないといふようなことになるわけでありまして、今後展開されます二百十日、二百七十日の資格の者に対しても当然でありまして、これが一年以内の受給資格であるから、病気がより失職をした場合には、何らの恩恵となつてこない。ところが病気がより失業して、その場合に直ちに何らかの他の法律等によつて収入あるいは失業中の生活の保障等がされるのであるならば、これは別であります。現在においてはそういうようなことが簡単にされない現状である。このことに対する何らの給付のないといふことは、被保険者に対するただいまの見解等を聞いておられますか、一つの盲点となつておられるように考へておられるのでありますが、この点政府はどう考へておられますか。

ので、生活保護法あるいは国民健康保険法等によりまして、一応日本の社会保障制度がその人たちの生活を見ているのが建前に相なっているのをごさいます。そこで、実はこの一年の間に病気をしたという人は気の毒じやないかといわれる、まことに私もそう思います。ただし、失業保険というものは、あくまでも離職後の短期間の失業の状態におきます生活の安定に資するというのが建前でございます。病気をしておるからといって、ずっと給付が将来に長引くというようなことは、失業保険法としては、建前としてとらないのでございます。そういう本来の建前に相なっておりますので、そういう人は、仰せの通り確かに気の毒な実情ではございますけれども、今の保険法の建前からいたしますと、困難な事情があることを御了承願いたいと思

○横議委員 困難だということは、問題の考え方だと思っております。また短期の失業を目ざしての保険法の制定であるとかいうような趣旨に聞いておったのであります。失業保険法が政府の干渉で、しかもほとんどが強制適用にされて実施をされておる、こういう状況においては、保険に入る、入らないの選択というものは、現在許されていないわけでありませう。任意包括の場合には別であります。強制加入の場合には、強制的に入らせられてい

期待を抱いていることは疑いもないわけでありませう。ところが、そのものが、しからばどういよう運用されておるかといえます。失業の重大な要因の一つである病気にによる失業が何ら顧みられない。しかも今の場合においては、健康保険がある、あるいは生活保護があるというように答えられておられますが、健康保険における療養給付には、おのずから限度があるし、大ていはそれが終わった後に解雇になつておる。あるいはまた生活保護といふものは、今日の段階においては、簡単にこれを受けることはでき得ない現状である。従つて、もしこの場合に、たとえ生活保護を受けておるから保険の該当はしないのだというようであるならば別であります。他の法規とは全然関係なく、これらの者に一顧も与えないということとは、果してどういふものであるか。われわれが抱いている失業の危機に対する考え方と政府の考え方が、非常にかつ離れておるようにも思ふのであります。かつまた、前からも申し上げたように、保険料を取る場合には、きわめて広範囲から無差別にこれを取つてくる制度を作らして、一たんこの保険金を渡すという段階になると、いろいろな条件を作つて給付に制限を加えておる。なるべくこの保険金を渡すまいというふう

に考えておるのが、今日の法運営の精神ではないか、こういうふうに見るのではありません。そうすると、これはきわめて適当ならざる今日の失業保険法であり、また運営であるというふうにし

意思、あるいはまたそういうような部内における討論、こういうようなものが行われていないのかどうか、伺いたいのであります。

○江下政府委員 先ほどお答えいたしましたように、非常にむずかしい問題でございますが、私の考えを申し上げさせていただきます。根本的には、失業保険というものは三者の離出による資金による一つの保険であるのでござ

分加えていかなければならぬし、また政府の予算が相当潤沢になりましたよ

○江下政府委員 およそ制度を運用いたします場合には、私どもいたしましては、この制度ができるだけ制度本来の目的に沿うように運用をしないで

す。ところで、現在の保険法の建前に

○江下政府委員 およそ制度を運用

はなりませんけれども、以上三点を十分
考えまして、この際この確認制度をと
るといふことをごいまして、た
たずらに被保険者になるのをしほると
かといふようなことは、全然考
えないでございませぬ。被保険者は、第
六条で当然被保険者となつてお
りますから、この事実はいかんとし
がたいので、ただ被保険者個々につ
いて、その事実を労働大臣が確認する
といふ、これは確認という言葉を使つ
ておられますのは、それを事実と認
めるということでございますので、この
御了承を願ふと思つております。

〔速記中止〕

○中村委員長 速記を始めて下さい。
次会は明日午前十時より開会する
こととし、本日はこれにて散会いた
します。

午後三時二十二分散会

昭和三十年七月十四日印刷

昭和三十年七月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局